

文教委員会参考資料

陳情 154号 公立中学校における平和教育及び校外学習
の政治的中立性と安全確保を求める陳情

参考資料 1 川崎市立学校社会見学実施要領

参考資料 2 部活動の遠征等の学校教育等に関する移動の
安全確保について

令和8年10月6日

教育委員会事務局

学校教育部指導課 担当

川崎市立学校社会見学実施要領

川崎市教育委員会

昭和28年 2月 3日 制定
平成 4年 12月 21日 改正
平成 8年 12月 21日 改正
平成 9年 12月 1日 改正
平成11年 3月 12日 改正
平成13年 12月 5日 改正
平成14年 12月 6日 改正
平成17年 2月 18日 改正
平成21年 2月 17日 改正
平成22年 2月 17日 改正
平成24年 3月 28日 改正
平成25年 3月 22日 改正
平成26年 3月 18日 改正
平成27年 3月 23日 改正
平成28年 3月 24日 改正
平成31年 2月 14日 改正
令和 2年 3月 5日 改正
令和 8年 3月 31日 改正

第 1 遠足・修学旅行・諸見学等

1 目的

遠足・修学旅行・諸見学等の校外活動は、児童・生徒が、校内の学習では学びとることのできない事項を幅広く学習し、学校生活の充実向上に資する。

2 実施基準

遠足・修学旅行・諸見学等は、学校教育の目標を達成するために、全ての教育活動を総合した見地から実施するものであり、特に次の事項に留意して立案する。

- (1) 特別の事情のある者を除き、児童・生徒全員が参加できることを原則とする。
- (2) 引率教員は、安全確保の立場から、児童・生徒おおむね20人に対して1人を基準とするが、児童・生徒の発達段階や行程の難易を考慮し増減することができる。
- (3) 宿泊を伴い、女子生徒が参加する場合、原則として女子教員が同宿し生活の指導にあたる。
- (4) 修学旅行は、小・中学校の場合最高学年において1回、高等学校の場合在学中1回実施するものとする。
- (5) 遠足・諸見学等は、各学年おおむね3回程度とする。ただし、経費を伴わない場合は例外とする。
- (6) 止むを得ざる不参加者に対しては、適切な指導を行う。

- (7) 特別支援学校においては、(1)から(5)までについて、児童生徒の実態に即した形で準用するものとする。
- (8) 日程と経費の基準は「別表第1」のとおりとする。
- (9) 高等学校における海外修学旅行の実施に必要な事項については、「川崎市立高等学校海外修学旅行実施について（指針）」において別途定めるものとする。

3 実施計画立案上の注意

学校は、遠足・修学旅行・諸見学等の実施にあたっては、児童・生徒がそれぞれの目的を十分達成できるように配慮しなければならない。

- (1) 児童・生徒の事前計画への参加や事後のまとめなどに配慮する。
- (2) 所要時間、諸経費等について無理のないよう配慮する。
- (3) 実施前には、旅行経路、交通機関及び現地の状況について必ず実地調査を行い、それに基づいて綿密な計画をたてる。
- (4) 宿泊の場合は、宿泊施設の消火器等器具の整備状況や非常口、避難経路、危険箇所等を確認し、また、警察署・消防署・病院等の現地関係機関の体制を確認しておく。
- (5) 実施中懸念される危険の防止策及び災害事故発生時の対応については、「学校防災計画（マニュアル）」等に基づき、きめ細やかな計画を立て、引率教員が熟知するとともに、児童・生徒に対する諸注意や訓練を徹底するなど、安全指導・安全管理に万全を期すること。また、災害事故発生時における教育委員会、現地関係機関及び保護者等への連絡体制を確保しておく。
- (6) 事前に校医と相談し、必要に応じ児童生徒の健康診断を行うとともに、保護者と情報共有し、日頃から健康観察を行う。また、実施期間中、引率者は児童・生徒の健康管理について十分な配慮をする。
- (7) 食事については、事前の調査から安全面について細心の注意を払うとともに、特にアレルギー疾患をもつ児童・生徒がいる場合には、保護者や利用施設と共通認識を図り、個々に必要な対応を講じる。
- (8) 台風及び自然災害等の発生や、流行病・感染症等の拡大に伴い事業実施が困難となる場合は、児童生徒の命を第一に考え、事業の延期・中止など柔軟な対応を図る。また、事業の延期・中止に伴うキャンセル料等の費用発生及び関係各所への連絡・諸手続き等についても、十分念頭において計画を立てる。
- (9) 全日程にわたり、ゆとりのあるかつ柔軟な計画をたてる。
- (10) 実施期間中の指導計画や危険防止策、災害事故発生時の対応等については、綿密な計画書によって保護者への周知を行う。

4 実施上の手続き

- (1) 日帰りの場合は実施2週間前までに「校外活動（日帰り）実施届書（第1号様式）」を、宿泊をともなう場合は実施3週間前までに「校外活動（宿泊）実施承認申請書（第2号様式）」を教育委員会あて提出する。
- (2) 止むを得ず日時等の変更があった場合は、直ちに教育委員会事務局学校教育部指導課あて電話連絡をする。
- (3) 宿泊を伴う場合で、事故又はその他の事由により計画に変更があったときは、実施後1週間以内に実施報告書を教育委員会あて提出する。

第2 その他の校外教育活動

1 校外教育活動（自然教室を除く）

- (1) 「第1 遠足・修学旅行・諸見学等」以外の校外教育活動及び修学旅行以外の泊を伴う校外教育活動についての目的及び実施計画立案上の注意については、第1の1項及び3項に準ずる。
- (2) 引率教員の人数は、第1の2項3号に準ずる。
- (3) 宿泊を伴い、女子生徒が参加する場合、原則として女子教員が同宿し生活の指導にあたる。
- (4) 実施上の手続きについては、第1の4項に準ずる。
- (5) 日程及び経費の基準は別表第2のとおりとする。

2 自然教室

自然教室に関わる実施基準及び実施上の手続きについては別に定める。

第3 部活動（宿泊を伴うもの）

1 合宿（宿泊を伴う練習試合を含む）

- (1) 目的
規律ある生活の中での合宿の目的を明確にし、参加者にその目的を十分理解させて実施する。
- (2) 参加者
参加生徒については、必ず文書により保護者の承諾を得る。
- (3) 場所
選定にあたっては、事前に施設および衛生などの環境調査を十分に行い、目的に即した適切な場所を選ぶ。なお、できるかぎり近距離の地域が望ましい。
- (4) 指導者
ア 必ず指導者が同宿する。
イ 指導者は原則顧問である教員とし、人員については生活指導、技術指導等を考慮し、参加生徒人数や合宿の形態等に応じて決定する。
ウ 顧問以外の引率者は、校長が認めた者に限る。
エ 女子生徒が参加する場合、原則として女子教員が同宿し生活の指導にあたる。
- (5) 安全指導・安全確保の徹底
実施中懸念される危険の防止策及び災害事故発生時の対応については、「学校防災計画（マニュアル）」等に基づき、きめ細やかな計画を立て、引率教員が熟知するとともに、生徒に対する諸注意や訓練を徹底するなど、安全指導・安全管理に万全を期すること。また、災害事故発生時における教育委員会、現地関係機関（警察署、消防署、病院、保健所等）及び保護者等への連絡体制を確保しておく。
- (6) 日程・内容
参加生徒の年齢、学年、性別、体力、健康状態を十分考慮し、無理のないものとする。

(7) 健康調査

事前に校医と相談し、必要に応じて生徒の健康診断を行うとともに、実施期間中、引率者は健康管理について十分な配慮をする。

(8) 食事・衛生

ア 食事については、活動の程度に応じた栄養が十分摂取できるよう、事前に施設との連絡をとる。

イ 飲料水、汚物処理、手洗い等に留意し、疾病の予防に細心の注意を払う。

(9) 経費

宿泊費、交通費、雑費を含め、必要最小限度にとどめる。

(10) 生活指導

教員は必ず寝食を共にし、自主的な計画のもとに規律正しい生活が行われるよう指導する。

(11) 反省

実施後は必ず反省会をもち、その成果を評価し、今後の教育活動に役立てる。

3 大会

(1) 場所を除き、「1 合宿」に準じる。

(2) 場所について、宿泊場所を指定されている場合を含め、生徒の体力にゆとりのある目的地であるよう配慮する。また、可能な限り宿泊場所や活動場所の施設および衛生環境などの事前調査を十分に行う。

4 登山等

(1) 目的

規律ある生活の中での登山等の目的を明確にし、参加者にその目的を十分理解させて実施する。

(2) 参加者

参加生徒については、必ず文書により保護者の承諾を得る。

(3) 場所

目的地の選定にあたっては、必ず実地調査を行い決定する。なお、生徒の体力にゆとりのある目的地であるよう配慮する。

(4) 指導者

第3 部活動（宿泊を伴うもの）1（4）に準ずる。また、指導者の中に少なくとも1名、その実施コースを熟知している者を含める。

(5) 安全指導・安全確保の徹底

ア 実施内容、危険の防止策及び災害事故発生時の対応についてきめ細やかな計画を立て、事前に保護者への周知を徹底する。

イ 通信方法、行程略図、行動予定日、参加者の氏名、住所等を明らかにしておく。

ウ 災害事故等の不測の事態を考慮し、警察署・消防署・病院等の現地関係機関と密な連絡をとる。

エ 登山計画書を現地警察署、山岳連盟に必ず提出する。

オ 登山カードの記入は義務として励行する。

(6) 日程・内容

ア 必ず、準備会を開き、目的地について十分な理解をさせるとともに、携行品、役割、分担等の打合せをする。

イ 参加生徒の年齢、学年、性別、体力、健康状態等を十分考慮し、無理のないものとする。

ウ 特に、天候の急変等を考慮し、事故や災害をひきおこすことのないよう計画し、臨機応変の対応がとれるようにする。

エ 早朝に出発し、遅くとも日没 2 時間前には、目的地に到着できる行程計画を立てる。

オ 冬季（12月1日～3月31日）の登山は禁止する。

(7) 健康調査

事前に校医と相談し、必要に応じて生徒の健康診断を行うとともに、実施期間中、引率者は健康管理について十分な配慮をする。

(8) 食事・衛生

ア 飲料水、汚物処理、手洗い等に留意し、疾病の予防に細心の注意を払う。

イ 参加者の健康を常に観察し、疾病の早期発見など健康・安全の確保に努める。

(9) 反省

実施後は必ず反省会をもち、その成果を評価し、今後の教育活動に役立てる。

(10) その他

ア 下山後、現地警察署その他関係機関にその状況を必ず連絡する。

イ 施設の利用についての諸規則を厳守する。

5 実施上の手続き

実施上の手続きについては、第 1 の 4 項に準ずる。

(別表第1)

遠足・修学旅行・諸見学等日程及び経費の基準

学校種別	日程	学年	消費税相当額 10%適用 経費(年間)
小学校	遠足・諸見学等	1年	6,900円
		2年	6,900円
		3年	6,900円
		4年	6,900円
		5年	6,900円
		6年	6,900円
	修学旅行(1泊2日)	6年	22,800円
中学校	遠足・諸見学等	1年	6,900円
		2年	6,900円
		3年	6,900円
	修学旅行(2泊3日)	3年	79,500円
高等学校	遠足・諸見学等	1年	7,400円
		2年	7,400円
		3年	7,400円
	修学旅行(4泊5日)		139,300円
特別支援学校	遠足・諸見学等 修学旅行	※上記の各校種ごとの日程及び経費基準を準用するものとするが、児童・生徒の実態に即した形で対応する。幼稚部については小学校の基準に準じる。	

(注) 1 使用交通機関は、鉄道、車及び船舶とする。但し、高等学校は航空機も利用できる。

※ これ以外の交通機関の使用を希望する学校は、実施計画策定前に特例承認申請書を教育委員会あて提出し、承認を得る。

2 船車中泊は、避けることが望ましい。ただし、止むを得ず行う場合、中学校では車中泊を1泊以内とし、高等学校においても船車中泊は原則として1泊以内とする。

3 各校種別に設定した修学旅行の費用については、小学校長会作成の修学旅行計画及び業者見積額等を参照し設定している。

4 小学校の修学旅行は1泊2日、中学校の修学旅行は2泊3日を基準とする。

5 高等学校の修学旅行は4泊5日を基準とする。

6 修学旅行以外の宿泊については、小学校は1泊とする。

7 この基準に関わらず、自然災害その他予測することができない事由により、行事が計画どおり実施できなかった場合は、状況に応じて対処するものとする。

8 「経費の基準」の捉え方としては、「上限」ではなくて「目安」として市全体で見解を統一する。ただし、「基準額」の範囲内が望ましい。また、際限なく拡大解釈することは好ましくないこととして社会見学委員会(平成21年2月17日)にて確認した。

(別表第2)

その他の校外教育活動の日程及び経費の基準

学校種別	日程	消費税相当額 10%適用 経費(年間)
小学校	2泊3日	22,700円
中学校	2泊3日	39,500円
高等学校	目的達成に必要な最低限度にとどめる。	
特別支援学校	※上記の各校種ごとの日程及び経費基準を準用するものとするが、児童・生徒の実態に即した形で対応する。	

(注)「別表第1」の遠足・修学旅行・諸見学等日程及び経費の基準における(注)の1、2、6、7、8項を適用する。

附則(平成3年1月31日決定)

この改正要領は、平成3年4月1日から実施する。

附則(平成4年1月24日決定)

この改正要領は、平成4年4月1日から実施する。

附則(平成4年12月21日決定)

この改正要領は、平成5年4月1日から実施する。

附則(平成6年2月22日決定)

この改正要領は、平成6年4月1日から実施する。

附則(平成6年12月22日決定)

この改正要領は、平成7年4月1日から実施する。

附則(平成7年12月14日決定)

この改正要領は、平成8年4月1日から実施する。

附則(平成8年12月20日決定)

この改正要領は、平成9年4月1日から実施する。

附則(平成9年12月18日決定)

この改正要領は、平成10年4月1日から実施する。

附則(平成11年3月12日決定)

この改正要領は、平成11年4月1日から実施する。

附則(平成13年12月5日決定)

この改正要領は、平成14年4月1日から実施する。

附則(平成14年12月6日決定)

この改正要領は、平成15年4月1日から実施する。

附則(平成17年2月18日決定)

この改正要領は、平成17年4月1日から実施する。

附則(平成21年2月17日決定)

この改正要領は、平成21年4月1日から実施する。

附則（平成22年3月17日決定）

この改正要領は、平成22年4月1日から実施する。

附則（平成24年3月28日決定）

この改正要領は、平成24年4月1日から実施する。

附則（平成25年3月22日決定）

この改正要領は、平成25年4月1日から実施する。

附則（平成26年3月18日決定）

この改正要領は、平成26年4月1日から実施する。

附則（平成27年3月23日決定）

この改正要領は、平成27年4月1日から実施する。

附則（平成28年3月24日決定）

この改正要領は、平成28年4月1日から実施する。

附則（平成31年2月14日決定）

この改正要領は、平成31年4月1日から実施する。

附則（令和2年3月5日決定）

この改正要領は、令和2年4月1日から実施する。

附則（令和8年3月31日決定）

この改正要領は、令和8年4月1日から実施する。

川崎市 学校 → 教育委員会			
校外活動(日帰り)実施届書			
教育委員会 御中		届出日 令和 年 月 日	
学校名			
校長名			
電話		担当者()	
種別			
☐ 遠足 ☐ 見学 ☐ キャンプ ☐ その他()			
行事の名称			
学年	在籍児童生徒数	参加児童生徒数	参加率
		0 人(男 人・女 人)	#DIV/0!
引率教員	0 人(男 人・女 人)	引率教員 1 人当たり児童生徒数 (参加児童生徒数÷引率教員数)	
氏名		#DIV/0!	
引率教員 1 人当たりの児童生徒数が基準(20 人)を超える場合の対応策			
実施場所(行き先)		緊急時の連絡先()	
施設等	市区 町村	携帯電話等の 番号	
実施日時		所要時間	
～		0 時間 0 分	
費用	内訳		徴収方法
児童生徒 1 人当たり 0 円	☐ 交通費 ☐ 食事代 ☐ その他()		☐ 積立金 ☐ 一時支払金
日程表・学習事項			
添付資料(行き先・所要時間が分かる行程等)による説明でも可			
保健・安全対策			
☐ 集団行動の指導 ☐ 救急用品の携行 ☐ 事前の健康観察 ☐ その他()			
児童生徒の不参加の理由及びその対処			

※実施中の職員又は児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちに指導課へ連絡してください。

川崎市 学校 → 教育委員会

校外活動(宿泊)実施承認申請書

届出日 令和 年 月 日

教育委員会 御中

学校名

校長名

電話 担当者()

種別 ☐修学旅行 ☐合宿 ☐キャンプ ☐登山 ☐その他()

行事の名称

学年

在籍児童生徒数

参加児童生徒数

参加率

0 人(男 人・女 人)

#DIV/0!

引率教員 0 人(男 人・女 人)

引率教員 1 人当たり児童生徒数
(参加児童生徒数÷引率教員数)

氏名

#DIV/0!

引率教員 1 人当たりの児童生徒数が基準(合宿 10人・その他 20 人)を超える場合の対応策

「その他の校外教育活動」である行事において、女子生徒が参加し女子教員が同宿できない場合の対応策

実施場所・宿泊施設
方面、
宿泊先
等

市区
町村

緊急時の連絡先()
携帯電話等の
番号

実施日時 ~ 0 泊 1 日

費用

内訳

徴収方法

児童生徒 1 人当たり
0 円

☐交通費
☐宿泊料

☐食事代
☐その他()

☐積立金
☐一時支払金

日程表・学習事項

日程については、必ず資料(行き先・所要時間が分かる行程等)を添付してください。

保健・安全対策

☐集団行動の指導 ☐救急用品の携行 ☐事前の健康観察 ☐その他()

児童生徒の不参加の理由及びその対処

※実施中の職員又は児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちに指導課へ連絡してください。

校外活動(宿泊)実施承認通知書

承認日 令和 年 月 日

学校長 様

川崎市教育委員会

参考資料 2

8 川教健第 7 9 1 号

令和 8 年 7 月 1 6 日

市立学校 校長 様

学校教育部長

部活動の遠征等の学校教育等に関する移動の安全確保について（通知）

日頃から、本市教育行政に御理解と御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、令和 8 年 5 月 1 5 日付け 8 川教健第 3 5 4 号「移動時を含めた部活動における安全確保の周知と実態調査について（依頼）」にて、改めて、生徒の安全確保を図った上で部活動を実施するよう、中学校及び高等学校の教職員への周知と、部活動の遠征時の移動方法について確認を依頼したところですが、この度、本市での実態や国の通知を踏まえた「部活動の遠征等の学校教育等に関する移動の安全確保について」を別添のとおり作成しましたので、通知いたします。

なお、文部科学省と国土交通省において、令和 8 年 6 月 3 0 日付け 8 文科教第 6 8 1 号「「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて（通知）」を参考にしていただくとともに、教職員への周知をお願いいたします。

また、本通知に記載の内容は、バス等を利用する活動（修学旅行等の校外学習等）も同様の扱いとなります。校外学習実施時の場合の補足も、添付の通知に記載しておりますので、併せて御参考ください。

○ 添付資料

- ・「部活動の遠征等の学校教育等に関する移動の安全確保について」
- ・（参考）部活動遠征における実態調査報告
- ・（参考）「「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて（通知）」（文部科学省）
- ・（参考）R8 特別活動生徒引率兼校外指導届引率届
- ・（参考）「移動時を含めた部活動における安全確保の周知と実態調査について（依頼）」

（学校安全・部活動に関すること）

健康教育課 里見

電話 2 0 0－2 8 8 0

（校外学習に関すること／自然教室に関すること）

指導課 宮嶋／上原

電話 2 0 0－3 2 4 2／0 4 9 8

■電子文書のみ送付

□電子文書・紙文書ともに送付

□紙文書のみ送付

部活動の遠征等の学校教育等に関する移動の安全確保について

基本的な考え方

部活動の実施に当たっては、生徒の安全確保が何より重要であり、遠征先等への移動も含めて、事故防止等に万全の措置が必要です。

各学校において部活動の遠征等を実施するに当たり、改めて、安全確保のための留意点等を整理しましたので、生徒の安全確保が図られるよう対応の徹底をお願いします。

また、修学旅行等の校外学習実施時についても、部活動と同じく、児童生徒の安全確保は何より重要です。移動手段を学校で確保する場合、同様の観点から対応の徹底が図られるようお願いいたします。

部活動の遠征（大会等を含む校外での活動）の移動手段について

- 1 原則、公共交通機関を利用すること。
- 2 貸切バスを使用する場合は、国から貸切バス事業の許可を受けた者と適切に契約を行うこと。
- 3 レンタカーの利用は、公共交通機関や貸切バス等による対応が困難な場合に限定すること。

1 部活動の遠征等の必要性や移動手段の検討について

- ・学校教育の一環である部活動において、長距離や長時間にわたる移動が必要となる遠征等を行う場合においては、その必要性について検討するとともに、実施する場合には、無理のない移動（移動距離、運行時間、運転者の負担等）を計画し、生徒の安全確保を図ること。
- ・学校管理職は、事前に、児童生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等（校務支援システムやメールを含む ICT の活用等も含む。）により、引率を行う日程・行程、引率する生徒（人数・氏名）、引率者、移動手段、児童生徒が乗車する車両への同乗者、緊急時の対応方針・体制・連絡先等確認し、事前に承認すること。
- ・部活動の遠征等において公共交通機関以外を利用する場合は、教職員等が同乗すること。
- ・遠征等を行う場合には、事前に移動方法や費用等、活動計画を書面等により保護者に事前に連絡すること。

2 旅行者や貸切バス事業者等との適切な契約の締結等について

- ・部活動も含めた校外活動について、事業者へ貸切バスによる運送を依頼する場合は、法令に基づく許可または登録等を受けている事業者と適切に契約を行うとともに、乗車当日もナンバープレートの色（いわゆる緑ナンバー）等を乗車前に確認すること。

- ・学校管理職は、貸切バスを利用する場合は、事業者から交付を受けた運送引受書の記載内容に問題がないか確認することにより、契約内容（契約主体、内容等）を明確化すること。契約に関するこれらの書面について整理・保存しておくこと。

3 レンタカーにおける安全確保について

- ・学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、契約内容を明示した貸渡証を受領すること。
- ・レンタカー事業者から手配した自動車を利用する場合は、その自動車を実際に運転する可能性がある全ての者（学校の教職員）を貸渡契約に運転者として明記し、運転者の変更がある場合は、予めレンタカー事業者の承諾を得るなど、貸渡約款を遵守すること。なお、運転者は、当日、貸渡書を当日携行すること。
- ・学校は、レンタカー事業者から手配した自動車を利用する場合は、運転者が適切な運転免許を保持していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないこと等の確認を含め、安全確保を図ること。
- ・学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、レンタカーを使用する場合、①別添の「事前確認用」の安全管理チェックシートを参考に、引率の計画や、運転者及び自動車の安全性を確認し、事前に管理職の承認を得ること、②当日、

別添の「当日確認用」の安全確認チェックシートを参考に、引率計画どおりの実施が可能か確認するとともに、運転者及び自動車の状況に関する確認を確実に行い、安全性を確保すること。また、遠征等を実施した後に管理職にチェックシートを提出すること。

4 部活動中の安全確保と事故発生時の対応について

- ・部活動中の安全確保については、改めて、事故発生に備えた事前の取組として、活動内容の規模や内容に応じた必要な教職員等の配置、緊急連絡体制の決定（保護者の連絡先、医療機関等の連絡先等）、教職員に対する研修（（事故予防、事故発生時の応急手当等）など、学校において活動中の事故防止等のための取組が確実に実施されるよう、必要な措置を講じること。
- ・貸切バス、レンタカー等で移動する場合には、シートベルトの着用を徹底すること。
- ・部活動中に事故等が発生した際は、生徒の安全確保と生命維持を最優先に対応し、救命処置や応急手当、119 番や 110 番通報、管理職や養護教諭等への連絡、保護者への連絡、医療機関の受診、学校設置者への報告等を迅速に実施し、再発防止策を講じること。
- ・事故防止に関する対応方針や事故発生時等の緊急時における連絡体制、対応方法等については、事前に保護者等を含む関係者間で共有すること。

5 その他

- ・上記 1 ～ 4 を含め、部活動の実施等に係る安心・安全の確保については、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和 7 年 12 月）も踏まえ、組織として対応に当たること。
- ・各学校の「危機管理マニュアル」への記載については、「第 2 部Ⅶその他の安全対策」等に本件も含めた「校外活動時の安全対策」について記載すること。また、定期的な内容を点検し、必要に応じて改定等を行うとともに、教職員間で改めて十分な共通認識を図ること。※なお、危機管理マニュアルへの記載内容については、後日送付する通知を確認すること。
- ・学校は、現地集合等により保護者の責任で生徒を送迎する場合でも、自家用自動車やレンタカーの運転による生徒の引率を行う保護者に対して、必要に応じて安全に関する情報提供を行うこと。

※学校管理下における交通事故では、生徒は自賠責保険等による補償及び日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となる場合がありますが、両制度の給付については調整が行われます。

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1902/Default.aspx>（日本スポーツ振興センター）

修学旅行等の校外学習時の考え方

基本的には、校外学習時の対応についても、本通知「部活動の遠征等における移動時の安全確保について」の基本的な考え方及び1～5の記載と概ね同じですが、以下、補足いたします。

- ・「1 部活動の遠征等の必要性や移動手段の検討について」に関連して、部活動における引率届等と同様に、校外学習等においては、校外行事届（自然教室の場合は、実施計画書）を事前に指導課まで提出すること。
- ・「2 旅行会社や貸切バス等における事業者との適切な契約の締結等について」に関連して、校外学習において、学校が直接貸切バス等による運送依頼を行う場合は、適切な事業者との契約を行うこと。

※なお、教育委員会事務局が手配するバスについては、市に業者登録のある旅行業者を介して手配しており、さらに自然教室においては、(公社)日本バス協会「貸切バス事業者安全性評価認定制度」認定事業者のバスに限って手配しております。

- ・「3 レンタカーにおける安全確保について」に関連して、利用する際は、公共交通機関や貸切バス等による対応が困難な場合に限定すること。

※なお、自然教室を実施する一部の施設や修学旅行においては、児童生徒の病院への緊急搬送を行うための手段の一つとして、教職員が利用できるレンタカーを、旅行業者を介して施設に配車する対応を取っております。あくまで緊急度の高い場合の最終手

段として、他の選択肢がない場合に御活用くださればと存じますので、御理解の程よろしく願いいたします。【利用する可能性が有る場合は、3に記載と同じく、別添の「安全管理チェックシート（事前確認用及び当日確認用）」を参考に、準備等進めてくださるようお願いいたします。】